

中小企業向けの税制上の優遇措置には、その適用にあたって、特定の期限までに認定を受けることが必要となる制度があります。この制度の活用にあたっては、計画的な事前準備が必要となりますので、今回はその中から主要なものをいくつかご紹介させていただきます。

1. 中小企業経営強化税制（法人税・所得税）

この制度は、中小企業等経営強化法の経営力向上計画（注1）の認定を受けた一定の中小企業者等が、特定経営力向上設備等に該当する一定の資産を取得し、国内にあるその中小企業者等の指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した事業年度において、特別償却（100%）又は税額控除（最大で取得価額の10%）できる制度です。

特定経営力向上設備等とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備になります

① 生産性向上設備（A 類型）

※A 類型に該当するためには、工業会等の証明書が必要になります。

② 収益力強化設備（B 類型）

※B 類型に該当するためには、投資計画について経済産業大臣及び公認会計士又は税理士の確認が必要になります。

なお、特定経営力向上設備等は、原則として、経営力向上計画の認定後に取得（例外あり）することとなっています。

（注1）経営力向上計画とは、自社の経営力を向上するために実施する計画です。この計画の申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

なお、この計画の認定を受けた場合には税制上の優遇措置の他に金融支援等を受けることも可能です。

2. 所得拡大促進税制の上乗せ措置（法人税・所得税）

この制度は、中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を税額控除（増加額の15%）できる制度です。

この制度の上乗せ措置（増加額の25%の税額控除）の適用を受けるためには一定の要件を満たした上で、次の要件のいずれかを満たす必要があります。

① 教育訓練費が対前年度比10%以上増加

② 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実に行われていること

3. 生産性向上特別措置法による特例（固定資産税）

この制度は、中小企業者等が、一定の設備を取得した場合にその固定資産税を各市区町村の条例に基づき3年間にわたり2分の1から最大0円にまで軽減できる固定資産税の特例です。

この特例の適用を受けるためには、設備の取得前に先端設備等導入計画（注2）を策定の上、市区町村の認定を受ける必要があります。

（注2）先端設備等導入計画とは、中小企業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画であり、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。この計画の認定を受けるためには、認定経営革新等支援機関に予め計画の確認を受けて市区町村に申請する必要があります。

以上のとおり、今回ご紹介した税制上の優遇措置の適用を受けるためには、事前に計画の認定等が必要となりますので、ぜひ認定経営革新等支援機関である前田会計にご相談下さい。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第335回

1月～3月期の法人企業統計調査によると、金融機関を除く全産業の「経常利益」は前年同期比10.3%増の22兆2,440億円となり、1月～3月期としては過去最高でした。また設備投資は6.1%増の15兆6,783億円となりました。

経常利益の中身を見てみると、製造業は米中貿易摩擦による中国経済の減速を受けて6.3%のマイナスでしたが、非製造業はサービス業の好調で18.4%増と大きく伸び、全体としてプラスになっています。

設備投資の方は、製造業で8.5%、非製造業で5.0%とそれぞれ伸びています。これは化学のほか建設機械などの増産投資により生産用機械が伸びたようです。

中国の景気減速の影響が大変心配されましたが、やはり内需拡大等の効果があり、日本経済はなお底堅い景気動向を示しているようです。

さてそんな中、皆さまの会社の業績はいかがでしょう。

米中貿易摩擦の行方、メキシコに対するアメリカの関税強化、日本に対するアメリカの貿易対策の動向、さらに中国の一層の景気減速（今中国経済はマイナス成長とも言われています）によっては、日本経済も楽観視はできなくなってくるものと思われます。

皆さまは他人に依存するのではなく独自の開発路線を歩み、さらにより広い視野で世界の景気の流れを見ていく必要があるものと思います。

前田の《今人生を語る》第240回

めざめよ日本人（162）

戦前、世界的に長く続いた帝国主義と、敗戦という出来事により、古くから日本にあった心の在り方が希薄になってきたように感じます。しかし令和の時代に入った今、もう一度原点に立ち返って日本の価値観・信頼感を再生し、しっかり心の中に深く刻みつける必要があるのではないかと思います。